

# 大分県報

令和六年  
第五一五号  
六月七日

（金曜日）

## 目次

### 告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一  
解除予定保安林……………三  
道路の供用開始……………三

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え  
八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万  
に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつ  
てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た  
数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………三

### 公告

契約者等の公示（四件）……………四  
家畜商講習会の開催……………六  
競争入札参加者の資格に関する公示……………六  
一般競争入札の実施……………七

### 告示

大分県告示第三百二号  
瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、  
次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。  
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果  
に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
令和六年六月七日

一 申請の概要  
1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
杵築市山香町大字倉成三千三番地  
一般社団法人やまが地域創生機構  
理事長 江藤 稔 明  
2 特定事業場の所在地及び名称  
杵築市山香町大字倉成三千三番地  
山香温泉 風の郷  
3 設置される特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三  
イ ちゅう房施設

種別	項目	汚水等の状態の値		項目	単位	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	使用の時間帯	使用の時間帯	使用の時間帯	使用の時間帯	
		通常値	最大値			通常値	最大値						
ちゅう房施設	力	五〇食/日	五〇食/日	mg/L	mg/L	五・八〇	五・八〇	通常値	最大値	通常値	最大値	通常値	最大値
		五〇食/日	五〇食/日	mg/L	mg/L	二五〇	二五〇	通常値	最大値	通常値	最大値	通常値	最大値
		五〇食/日	五〇食/日	mg/L	mg/L	二五〇	二五〇	通常値	最大値	通常値	最大値	通常値	最大値
		五〇食/日	五〇食/日	mg/L	mg/L	二五〇	二五〇	通常値	最大値	通常値	最大値	通常値	最大値
		五〇食/日	五〇食/日	mg/L	mg/L	二五〇	二五〇	通常値	最大値	通常値	最大値	通常値	最大値
		五〇食/日	五〇食/日	mg/L	mg/L	二五〇	二五〇	通常値	最大値	通常値	最大値	通常値	最大値

4 汚水等の処理の方法		種		処		能		構		主		工		工		使		使		使		汚		汚		汚		汚			
の		の		の		の		の		の		の		の		の		の		の		の		の		の		の		の	
り	窒	浮	化	生	水	項	汚	汚	汚	主	工	工	使	使	使	汚	汚	汚	汚	汚	汚	汚	汚	汚	汚	汚	汚	汚	汚		
ん	素	遊	学	物	素	目	水	水	水	要	事	事	用	用	用	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水		
含	含	物	的	質	イ	日	素	素	素	寸	完	完	時	時	時	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等		
有	有	質	酸	量	オン	単	イ	イ	イ	法	成	成	間	間	間	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の		
量	量	量	素	量	濃	位	オン	オン	オン	法	予	予	間	間	間	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日		
mg	mg	mg	mg	mg	度	単	濃	濃	濃	法	定	定	間	間	間	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
L	L	L	L	L	度	位	濃	濃	濃	法	年	年	間	間	間	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
五	五〇	二五〇	一〇〇	二〇〇	五・八 〜 八・六	六一	五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	既設	既設	二四時間	連続	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	
三・一三	三七・七	一〇	一九・一	一〇	五・八 〜 八・六	六一	五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	既設	既設	二四時間	連続	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	
五	五〇	二五〇	一〇〇	二〇〇	五・八 〜 八・六	七三	五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	既設	既設	二四時間	連続	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	
五	五〇	二五	二五	二〇	五・八 〜 八・六	七三	五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	既設	既設	二四時間	連続	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	
大腸菌群数		個/cm <sup>2</sup>		種		処		能		構		主		工		工		使		使		使		汚		汚		汚			
以上		三、〇〇〇		生物化学的処理		接触ばつ気方式+三次処理(生物好気法)		FRP製		FRP製		流量調整槽 接触ばつ気槽 沈殿槽 接触酸化槽 最終沈殿槽		直径二・八×七・九〇m 直径二・八×五・六五m 直径二・八×三・六三m 直径二・八×二・三三m 直径二・八×三・〇〇m 直径二・八×三・〇〇×〇・七m		既設		既設		既設		二四時間		連続		既設		既設		既設	
以下		三、〇〇〇		生物化学的処理		接触ばつ気方式+三次処理(生物好気法)		FRP製		FRP製		流量調整槽 接触ばつ気槽 沈殿槽 接触酸化槽 最終沈殿槽		直径二・八×二・五一m 直径二・八×一・五七m 直径二・八×一・〇五m 一・四×一・四×二・二m 直径二×二×一・九二m 直径二×二×一・九二m		既設		既設		既設		二四時間		連続		既設		既設		既設	
以上		三、〇〇〇		生物化学的処理		接触ばつ気方式+三次処理(生物好気法)		FRP製		FRP製		流量調整槽 接触ばつ気槽 沈殿槽 接触酸化槽 最終沈殿槽		直径二・八×二・五一m 直径二・八×一・五七m 直径二・八×一・〇五m 一・四×一・四×二・二m 直径二×二×一・九二m 直径二×二×一・九二m		既設		既設		既設		二四時間		連続		既設		既設		既設	
以下		三、〇〇〇		生物化学的処理		接触ばつ気方式+三次処理(生物好気法)		FRP製		FRP製		流量調整槽 接触ばつ気槽 沈殿槽 接触酸化槽 最終沈殿槽		直径二・八×二・五一m 直径二・八×一・五七m 直径二・八×一・〇五m 一・四×一・四×二・二m 直径二×二×一・九二m 直径二×二×一・九二m		既設		既設		既設		二四時間		連続		既設		既設		既設	

5 排出水の量及び汚染状態の値	りん含有量	mg/L	五	三・一三	五	五
	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	三、〇〇〇以上	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以上	三、〇〇〇以下
排水口名	No.1	一日当たりの排出水量	単位	通常の値	最大の値	最大の値
		項目	単位	通常の値	最大の値	最大の値
汚水等の汚染状態の値	生物化学的酸素要求量	mg/L	一〇	一五	一五	一五
	化学的酸素要求量	mg/L	一八・二	二〇	二〇	二〇
汚水	浮遊物質	mg/L	一二	一二	一二	一二
	窒素含有量	mg/L	三八・二	四一	四一	四一
汚水	りん含有量	mg/L	三・一三	四・八	四・八	四・八
	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
<p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間 令和六年六月七日から同月二十八日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び杵築市役所</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県告示第三百三十三号</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。</p> <p>令和六年六月七日</p> <p>解除予定保安林の所在場所 日田市大山町西大山字下釣六五五九番五（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>						
<p>二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>三 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県告示第三百四十四号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和六年六月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和六年六月七日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>						
<p>大分県選挙管理委員会告示第二十一号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和六年六月三日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。</p>						
<p>○選挙管理委員会告示</p> <p>道路の種類及び路線名 一般国道五〇〇号</p> <p>供用開始区間 別府市大字鶴見字奥山田一八五番七から別府市大字鶴見字畝原一三三一番一地先まで</p> <p>供用開始年月日 令和六・六・七</p>						

令和六年六月七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、六九八人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二一六、八六三人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

大分市 一三一、八八一人

別府市 三一、二四四人

中津市 二二、三七三人

日田市 一七、一九四人

佐伯市 一八、九四六人

臼杵市 一〇、三〇二人

津久見市 四、五七七人

竹田市 五、六四二人

豊後高田市 六、〇二一人

杵築市 七、六八〇人

宇佐市 一四、七七五人

豊後大野市 九、四八一人

由布市 九、二六五人

国東市・姫島村 八、〇〇〇人

日出町 七、七八三人

九重町・玖珠町

六、四七四人

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和六年六月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 随意契約に係る借入物品の名称及び数量

電子計算機 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和六年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社J E C C 営業統括本部長 飯 倉 義 一

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 随意契約に係る契約金額

一億千四百五十六万六千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和六年六月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

プログラム・プロダクトの使用及びサポート 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進課

大分市大手町三丁目一番一号  
随意契約の相手方を決定した日  
令和六年四月一日

随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通Japan株式会社 九州南部公共ビジネス部 部長 吉川 健治  
大分市東春日町十七番五十八号

随意契約に係る契約金額  
五千三百四十四万九千四百四十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
契約の相手方を決定した手続  
随意契約

随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

次のとおり契約者等について公示する。  
令和六年六月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
令和六年度税総合及び自動車税システム維持管理委託業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県総務部税務課  
大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日  
令和六年四月一日  
随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通Japan株式会社九州南部公共ビジネス部 部長 吉川 健治  
大分市東春日町十七番五十八号

四 随意契約に係る契約金額  
五千六百五十一万八千四百四十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
契約の相手方を決定した手続  
随意契約

五 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

次のとおり契約者等について公示する。  
令和六年六月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
ICカード運転免許証作成用消耗品

物品等の名称	規格等	購入見込数量
新規用カード	九〇〇枚入り	一二箱
一般用カード	〃	六〇箱
優良用カード	〃	一四一箱
リボンセット	二、〇〇〇枚用	九七箱
運転経歴証明書用カード	三〇〇枚入り	八箱
裏面印字用リボン	二、〇〇〇枚用	二箱

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県警察本部交通部運転免許課

三 随意契約の相手方を決定した日  
令和六年四月一日  
随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社DNPアイディシステム  
代表取締役 尾 崎 信太郎  
東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号

四 随意契約に係る契約金額

物品等の名称	規格等	金額（一箱当たり）
新規用カード	九〇〇枚入り	一九九、九八〇円
一般用カード	〃	〃
優良用カード	〃	〃
リボンセット	二、〇〇〇枚用	一五四、〇〇〇円



運転経歴証明書用カード	三〇〇枚入り	一六二、三六〇円
裏面印字用リボン	二、〇〇〇枚用	一七、六〇〇円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

- 七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、同法第三条第二項第一号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和六年六月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 講習会の目的

家畜の取引の業務に関する必要な知識の修得

- 二 講習の対象者

家畜の取引の業務に従事するため、家畜商の免許を受けようとする者

- 三 講習会の日時及び場所

1 日時 令和六年九月十七日 午前八時五十分から午後五時まで

令和六年九月十八日 午前九時から午後五時十五分まで

なお、受付時間は、両日とも午前八時四十分から午前八時五十分までとする。

2 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館八階八一会議室

- 四 講習の方法

講 習 内 容

講習時間

家畜の取引に関する法令  
家畜の品種及び特徴  
家畜の悪癖、機能障害及び疾病

四 四 六

- 五 受講手続及び受付期間

県振興局に備付けの受講申請書に、講習手数料として三千三百円の大分県収入証紙と写真を貼り付け、令和六年八月十六日までに申請者の住所を管轄する県振興局農山（漁）村振興部に申し込むこと。ただし、県外に住所を有する者については、県中部振興局農山

漁村振興部（大分市府内町三丁目十番一号）に申し込むこと。

六 講習会修了証明書の交付  
講習会修了した者には、講習会修了後一箇月以内に講習会修了証明書を交付する。

- 七 携行品

1 筆記用具

2 家畜商講習会テキスト（当日、会場であつせんする。）

- 八 その他

講習会について不明な事項がある場合は、最寄りの県振興局農山（漁）村振興部に問い合わせること。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年六月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 調達をする特定役務の種類

県立学校教職員用パソコン等賃貸借契約（長期継続契約）

- 二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以

<p>下「基準日」という。)において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を継承した者を除く。)</p> <p>2 資格審査事項については、次のとおりとする。</p> <p>(一) 営業年数(基準日までの営業年数をいう。)</p> <p>(二) 営業実績(申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度)(以下「基準年度」という。)の販売実績や契約実績をいう。)</p> <p>(三) 経営規模</p> <p>(1) 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)</p> <p>(2) 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)</p> <p>(四) 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)</p> <p>(五) その他知事が必要と認める事項</p> <p>三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等</p> <p>1 申請の方法</p> <p>県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。</p> <p>2 申請書の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 〇九七―五〇六―二九六五</p> <p>3 申請の時期</p> <p>令和六年六月七日から同月二十一日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>1 有効期間</p> <p>入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続</p> <p>令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の申請により行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法</p> <p>1 申請書の交付場所</p>	<p>三の2に同じ。</p> <p>2 インターネットによる入手 大分県ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a></p> <p>六 入札参加資格の取消し等</p> <p>1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。</p> <p>(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合</p> <p>(三) 資格審査の申請書(資格の変更届を含む。)及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合</p> <p>(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合</p> <p>2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和六年六月七日</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>(1) 調達をする特定役務の種類 県立学校教職員用パソコン等貸借契約(長期継続契約)</p> <p>(2) 履行場所 大分県が指定する場所</p> <p>(3) 契約期間 令和七年一月一日から令和十一年十二月三十一日まで(60か月) (地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)</p> <p>2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項 次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者(大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に</p>
--	--

<p>係る競争入札に参加する者に必要な資格の一部を改正する告示（令和4年大分県告示第519号）附則第5項の規定により入札参加資格を取得したとみなされる者を含む。）であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>ク 納入しようとする物品の機能等証明書を令和6年7月5日（金）午後5時15分までに4の部に提出し、審査を受け、本人札への参加について、承認を受けた者であること。</p> <p>3 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続 競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和6年6月7日（金）から同月21日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入</p>	<p>札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県教育庁教育デジタル改革室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 電話 097-506-5441 FAX 097-506-1831 MAIL <a href="mailto:a31070@pref.oita.lg.jp">a31070@pref.oita.lg.jp</a></p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）上に令和6年7月12日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時 5に同じ。</p> <p>7 電子入札システムの利用 本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。 なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を12に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>8 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 電子入札システムによる入札参加申請期限 令和6年6月7日（金）午前10時から同年7月12日（金）午後5時まで</p> <p>10 電子入札システムによる入札金額の入力期限 令和6年7月12日（金）午後5時から同月18日（木）午後1時30分まで</p>
--	--



<p>11 電子入札システムによる開札予定日時 令和6年7月18日(木) 午後2時</p>	<p>の落札者とする。</p>
<p>12 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県教育庁教育デジタル改革室 (2) 提出期限 令和6年7月18日(木) 午後1時30分</p>	<p>(2) 落札となるべき同値の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。 (3) 落札しない場合は、再入札を行う。 (4) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者がいない場合は、手続を改めることとする。</p>
<p>13 入札保証金に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号) 第20条第3項第2号の規定により免除とする。</p>	<p>18 その他 (1) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受け (2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、この契約を解除する。 (3) その他の詳細は、入札説明書による。</p>
<p>14 契約保証金に関する事項 契約金額(年額)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)</p>	<p>19 Summary (1) The name of contract matter Lease of Computer Sets for Teachers in Prefectural Schools (2) Time limit for tender 13:30, July 18, 2024 (3) Contact point for the notice Oita Prefectural Board of Education Education Digital Reform Office Oita prefectural government building annex 7F, 3-10-1, Funaichou, Oita City 870-8503 Japan Tel 097-506-5441</p>
<p>15 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないもの。</p>	
<p>16 最低制限価格に関する事項 設定しない。 17 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札を行ったも</p>	